第147号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように 改正する。

第4条の表東部福祉事務所の項を削り、同表西部福祉事務所の項を次のように 改める。

西部福祉事務所 邑智郡川本町 邑智郡川本町、邑智郡美郷町

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際知事若しくは東部福祉事務所若しくは西部福祉事務所の 長(以下「知事等」という。)がした処分その他の行為で現に効力を有するも の又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事等に対してさ れた申請その他の行為で、施行日以後においては簸川郡斐川町、邑智郡邑南 町、鹿足郡津和野町若しくは同郡吉賀町の長又はこれらの町の福祉事務所の長 (以下「町長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るも のは、それぞれ当該町長等がした処分その他の行為又は当該町長等に対してさ れた申請その他の行為とみなす。